平成２８年（フ）第４４４号
大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目15番21号Ａ－101
債務者　山田　　航
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目15番21号Ａ－101
債務者　山田　輝美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
大阪府阪南市石田600番地の６－11棟503号
債務者　川筋由美子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
大阪府岸和田市今木町226番地
債務者　吉田　政江
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７７号
大阪府和泉市伯太町５丁目27番９号
債務者　福井　　晃
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
大阪府岸和田市吉井町１丁目17番３号カモダハイム３－Ｃ号
債務者　南　　直人
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８１号
大阪府和泉市阪本町376番地の99、前住所大阪府和泉市池田下町1741番地の４－202号
債務者　檀上　一子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９１号
大阪府和泉市室堂町266番地の２
債務者　今西　宏子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６１０号
札幌市豊平区中の島１条９丁目３番14号　フローレンス中の島103号
債務者　鎌倉　広樹
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５２号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番４－503号
債務者　桜田　雅之
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２１号
札幌市豊平区平岸１条７丁目２番28－307号
債務者　長谷川りつ子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３４号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番３－104号
債務者　小山内裕子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５３号
札幌市西区琴似１条４丁目４番５－201号
債務者　中嶋　規雄
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９４号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番34－103号
債務者　須藤　愛美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７号
釧路市緑ケ岡１丁目13番156号
債務者　坂上　妙子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３号
盛岡市南青山町18番55号　フィガロⅡ101号
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７４号
盛岡市南青山町18番55号　フィガロⅡ101号
債務者　佐々木静枝
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０３号
群馬県高崎市貝沢町1370番地８
債務者　藤井三佐子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　前橋地方裁判所高崎支部